

公益社団法人 五條市シルバー人材センター会報

シルバー五條

令和2年2月発行

公益社団法人 五條市シルバー人材センター
五條市野原西6丁目1-18

「門松作り」

目 次

・ご挨拶	2	・配分金収入等の取扱いについて	7
・通常総会・平成31年度契約金額の推移等	3	・事務局だより	8～9
・会員のひろば	4～5	・会員募集	10
・互助会だより	6		

春寒の候、会員・役職員並びに発注者、関係各位の皆様にあかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、シルバー人材センター事業運営につきまして格別のご支援・ご指導を賜り誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

昨年は、全国各地で度重なる台風等の大震による大災害が発生し、被災により多くの方が亡くなられ、また避難を余儀なくされた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興・復旧をご祈念申し上げます。

さて、わが国においては、景気の回復とともに企業の入手不足の問題が深刻になつてゐる昨今ですが、少子高齢化が進み人口が減少している中で、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわりなく活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することが益々重要となつています。

シルバーパートナーは、こうした地域社会の期待に応えるため、高齢者の雇用・就業ニーズが多様化する社会環境の中で、就業機会の確保や職域の



公益社団法人 五條市シルバー人材センター

理事長
田村幸男

拡大など地域の特性を考慮した事業展開が求められています。

同時に介護関連や家事援助・人手不足分野など、受注が見込まれる分野に積極的に参入していくためにも、会員の拡大、なかでも女性の活躍の場を増やすなどの取り組みが必要です。

しかし、近年、会員不足により折角の受注チャンスを逃してしまったなど、積極的な事業展開ができず、事業の縮小へとつながりかねない状況でもあり、会員の増加に向けた取り組みとして、全国シルバー人材センター事業協会による、平成三十年度から令和六年度までの七年間を計画期間とする「第二次100万人会員達成計画」に則り、シルバー人材センターと連合本部が個々に目標数値を設定し、会員拡大の取り組みに努力している所であります。

会員の安全就業が、シルバー人材センター事業の根幹であることから、「安全はすべてに優先する」ことを念頭に、安全・適正就業に努め、事故防止に取り組むとともに、適正就業ガイドラインを基に、請負・委託契約になじまない業務については、労働者派遣

事業又は職業紹介事業に取り組むこととし、不適正就業の根絶を図ります。本年度も五條市をはじめ関係機関のご支援・ご指導・ご協力を得ながら会員・役職員一丸となって事業推進に取り組み組織の活性化に努めて参ります。



総会の様子

役員紹介▼

休憩をとり互助会会員の総会が開催されました。

報告事項

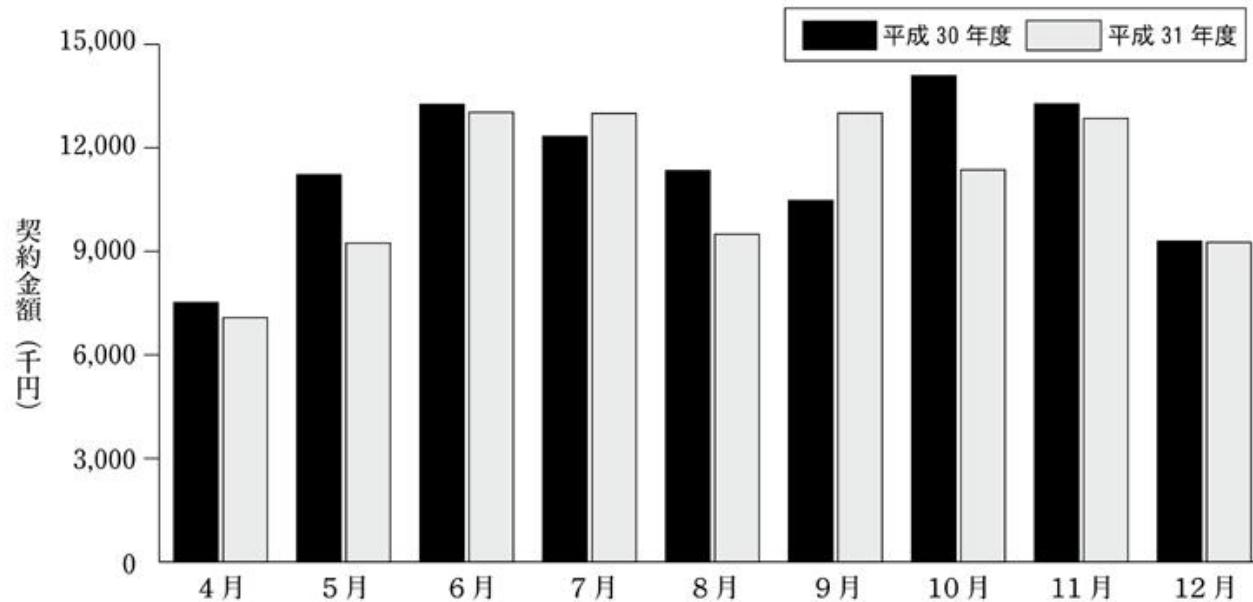
- ・報告第1号 平成30年度事業計画について
- ・報告第2号 平成31年度収支予算について
- ・議案第1号 平成30年度事業報告について
- ・議案第2号 平成30年度収支決算報告及び監査報告について
- ・議案第3号 役員選任について

第36回 定時総会	
会員総数	263名
出席者数	62名
委任状提出者数	89名
表決書提出者数	35名

第36回通常総会が令和元年5月27日(月)午後1時30分から五條保健福祉センターにおいて開催されました。田村理事長の挨拶に続き、五條市長代理、あんしん福祉部平田部長様祝辞、牧野雅一市議会副議長から祝辞を頂きました。田村理事長が議長に選任されすべての議案及び報告事項について全て異議なく承認されました。

第36回 定時総会開催

平成31年度 契約金額の推移



(単位：千円)

(月別)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成30年度	7,520	11,221	13,262	12,333	11,343	10,470	14,092	13,278	9,296
平成31年度	7,075	9,243	13,031	12,999	9,497	13,008	11,362	12,854	9,260
前年比	94.1%	82.4%	98.3%	105.4%	83.7%	124.2%	80.6%	96.8%	99.6%



わが町の歴史を知り、 わが町を好きになる

岡本光司

前回の続きで、市街地の観光スポットを大川橋通りの新町口より、新町通りを東より西方向へ進む順序で紹介させていただきます。

○栗山邸 五條市指定文化財

元禄九年（一六九六年）築、十七世紀代築の建物で屋根の棟から庇まで一連に葺きあわされています。

十八世紀以降になると厨子二階（中二階建）のある建物が現われました。又、庇の下に板製の垂れが付けてあり、それは、「帆立」と言い、雨・雪・霧だけです。

○旧五條信用組合（現在桜井写真館様のスタジオ）

昭和十年築、五條で一番古い鉄筋コンクリート造りの建物です。一見して金融機関と判る建築様式で、築後八四年経つていてもその補修の跡もなく、美しく堅牢で技術の高さがうかがえます。

○山本本家様 造り酒屋

創業宝永年間（一七〇四～一七一一年）銘柄、松の友・柿ワイン（五條特産の柿でワインを造っています。）

屋根の上に木製の「酒」看板があり、東向き楷書、西向き行書と書体を変えています。これは旅人に方向が

歴史は新しく幕末から明治以降に普及判るように工夫しています。

格子戸と言えば町家の定番ですが、

歴史は新しく幕末から明治以降に普及しました。そして格子戸には、アクセントと機能性を持たせています。

入り口の右側「太い格子」、家中はお店です、中がよく見えるように、今で言うショーウィンドー。

入り口の左側「中位いの格子」、中は帳場（事務所）です。一番左側「細い格子」、中は居室です、中が見えないように。

○鐵屋橋・西川 橋の袂に必ず橋名や川名の表示「橋名板」があります。

「橋名板」の東向きは、橋名と川名を漢字で表示し、西向きは、ひらがなで表示しています。

これは、旅人や日の不自由な方でも手で触れるところと方向がわかる様に工夫しています。

○まちや館 江戸時代後期の築で、昔の生活様式が見学出来ます。

旧、辻家住宅で屋号は油屋、江戸時代から明治時代にかけて米屋を営んでいました。

明治十九年、母の実家である辻家で生まれた木村篤太郎は、旧制中学校卒業まで五條で過ごし、東京帝国大学卒業後、弁護士を経て昭和二年検事総長に就任。

同年第一次吉田内閣の司法大臣・昭和二三年法務総裁・昭和二七年第四次・昭和二八年第五次吉田内閣の保安庁長官（現在の防衛大臣）を歴任しました。又、奈良地方区から参議院議員に二回当選を果たし、東京弁護士会会長・日本剣道連合会会長も勤めました。

○赤根屋半七宅跡

江戸時代の前期、祖父が木綿商を開業し、父は茜木綿の製造を開始して繁盛していました。

半七が一六六〇年頃誕生、ところが、半七が七歳の時父が他界、慈母に育てられ孝行息子に成長、家業に精励し茜木綿を考案、京・大阪にて商い、非常な人気を博していました。しかし、看板・店の陳列（お餅の見本）は、今も以前と同じで古い町並みに風情を添えています。

又、多数の川船を造り、窮民に貸与し、稼ぎ口をつくつたり、雨傘の新機軸を発明して五條傘として評判を呼んだ。そして、道路・橋梁・堤防の修築には常に率先して私財を惜しまず、特に家伝の秘薬を病氣の貧民に施与し、救助するなど公共慈善事業を数多く行い、当時の官憲は、その功績を彰し、苗字帶刀を許されていた。

ところが、半七、三五歳の時、突然不幸が訪れる。

商売は至つて順調であつたが、半七の弟（行儀の悪い）が高利貸しにお金を借り、山林を売り買いしてひと儲けしようとしたが失敗、しかも借金を元（半七の妻）を連れて行くと言つ。高利貸しは、借金の「かたに」お園と金策を行うも自途が立たず、そんな中、以前より恋仲に合つた大阪難波の芸者、三濃谷三勝に別れ話を切り出すも話がこじれ、元禄八年（一六九五年）十一月六日の夜、大阪難波千日前墓地にて、帶で着物の裾と裾を結んで心中するのです。

その事が、題材となつて人形浄瑠璃「艶容女舞衣」歌舞伎「心中茜の色揚げ」の演目で、演じられる様になりました。尚、浄瑠璃や歌舞伎では半七は、酒屋になっています。

そして、丁度今年一月三日～一七日迄、大阪松竹座の初春大歌舞伎の演目で、「艶容女舞衣」が上演されています。

「趣味を生かそう」

坂上 勉

私の趣味は、若い頃から登山、園芸、カメラ等で、その中でも一番の趣味は登山です。

私が学生の頃は、同級生や友人と一緒に、金剛山（一一二五m）に登山していましたが、ある日、会社の先輩に「稻村ヶ岳へシャクナゲの写真を撮りに行く。一緒に行かないか？」と誘われました。

自宅から見える大峯山系の山には登ったことがなく、私は「行きます」と一つ返事をしました。

先輩と権原市在住のカメラマンと三人で洞川まで車で行き登りました。

頂上附近になると、七分咲きのピンクのシャクナゲが私達を迎えてくれたような気がして心が癒されたものでした。

その後、先輩と四人のメンバーで最初に登山したのが、北アルプス剣岳（二九九八m）岩で出来たような巨大な岩峰です。

剣沢キャンプ場でテントを設営し、自炊・夕食を済ませ就寝に就いた。

翌朝サブバックに食料品・水筒・雨具を入れ一服剣、前剣と一時も気を抜く事の出来ない山で、岩場・クサリ場等で、昇降の際には基本の三点支持

を確実に守り、注意が散漫にならないよう「油断大敵！」の気持ちで頂上を目指し、山頂でも青空が広がり、ギラギラと照りつける太陽は三〇〇〇mの高所でも汗ばみ、残雪、峰峰が自に入り、肩車をして「三〇〇〇mだ！パンザイ！」と声を掛け合い、カメラのシャッターを切りました。

毎年夏季を迎える季になると計画を練り、穗高連峰、槍ヶ岳では表銀座コース（燕岳から槍ヶ岳）、裏銀座コース（鳥帽子岳から槍ヶ岳）、上高地から槍沢コースの三ルートから頂上へアタックしました。

槍ヶ岳（三一八〇m）頂上は三十人程が上がれば満員の状態となります。日本アルプスのシンボル的な存在と呼ばれるほど山でもあり、その頂に立ちたいという意欲をかき立たされる山であり私達は三回登頂しました。

中央アルプスでは、宝剣岳（二九三一m）、木曽駒ヶ岳、空木岳、南アル

バスでは、北岳・間の岳等（四泊五日）のコースを組み、三〇〇〇m級の山々を征服しました。



翌朝、別山から下山途中雷鳥の夫婦

日本の最高峰No.1の富士山、No.2の北岳、No.3の間ノ岳をパノラマの様に一日で見ることも出来る山もあり、出会った時は心もフクフクウキウキになりました。

高山植物の多い山、少ない山もありますが、七月～八月にかけての高山植物は表情を変え、いつまで見ても飽きないくらいです。

日本百名山で、三十座程の山を征服しましたが、日本の最高峰No.1からNo.4までの山に登頂したのが私の誇りです。

昨年五月頃、息子から「登山したい。一緒に行こう」と誘われ、立山連峰縦走コースを考え京都から夜行バスに乗車したが、なかなか寝られなかつた。室堂へ着くと、人・人・人で溢れており昔と違い、今は外国人観光客の多さにビックリした。

室堂から雄山を目指し、山頂の雄山神社（三〇〇三m）へ参拝、安全祈願後、大汝山（三〇一五m）までは二十分で着き、山小屋へ向かった。

道中、残雪も多く山小屋へ行く途中のカールの雪渓には氷河の存在が確認されていると聞いた。

息子は、真夏にもかかわらず残雪の多さに驚き、山小屋から見る、後立山連峰に沈む夕陽は何とも言えず綺麗で感無量になつたと云い、良いところに連れてきもらつたと喜び就寝についた。

山植物を見ながら下山しました。（雷鳥は限られた山にしか住んでいない、天然記念物に指定されている鳥です。）

今年の正月に「またアルプスへ連れて行つて欲しい」と誘われたので、体力の続く限り、楽しみたいと思います。）

梶谷英明



春の夢 書き並べて新手帳

慣れたけど 家事の見習い 限りなく

歩くほど 増える数字に 頑張れと

玉ねぎは 俺を泣かせ 知らぬ顔

赤く燃え 若草山も 衣替え

老いの知恵 思わぬことで 花咲かせ

北風も 走者応援 ゆらす旗

玉子割り 俺の手料理 目玉焼き

親睦旅行開催！

来る、令和2年3月4日(水)～5日(木)に1泊2日の親睦旅行を企画しました。

会員皆様相互のより一層の親睦を深めて頂くため、お誘い合わせのうえ多数のご参加を下さい。

- ◆1 日 時 令和2年3月4日(水)～5日(木)
- ◆2 場 所 南紀勝浦(かつうら御苑)
- ◆3 会 費 男性24,000円 女性22,000円
- ◆4 申込締切日 令和2年2月20日(木)



新春交流会

去る、令和2年1月19日(日)老人憩の家におきまして恒例の新春交流会を行いました。

当日は、肌寒い日でしたが会場はシルバーパワーの熱気で楽しい一時を過ごしました。

ピンゴゲーム、カラオケ、ハーモニカと大いに盛り上りました。



会員が受取った配分金収入に対する所得税法の取扱いについて(2019年分)

【計算例示】

例1 ある会員（66歳）の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 63万円
- ② 給与収入 18万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 公的年金収入 130万円

計算方法

(1) 配分金収入及び給与収入に係る計算

・給与収入 (給与収入) 180,000円	-	(給与所得控除額) 180,000円	=	(給与収入に対する所得金額) 0円 (A)
・配分金収入 (配分金収入) 630,000円	-	(配分金に対する最低保証必要経費) (650,000円 - 180,000円)	=	(配分金に対する所得金額) 160,000円 (B)

(2) 公的年金収入に係る計算

(公的年金収入) 1,300,000円	-	(公的年金等の控除額) 1,200,000円	=	(公的年金収入に対する所得金額) 100,000円 (C)
------------------------	---	---------------------------	---	----------------------------------

※平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ(2)の公的年金の収入総額（控除前の収入金額）が400万円以下であるものは、確定申告は不要となります。

そのため、この計算例示の場合も確定申告は不要となりますが、もし確定申告した場合は以下のとおりとなります。

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額
(A)+(B)+(C) = 0円 + 160,000円 + 100,000円 = 260,000円

(所得金額) 260,000円	-	(基礎控除) 380,000円	=	(課税所得) (マイナスとなるので0円)
--------------------	---	--------------------	---	-------------------------

したがってこの会員の場合、課税所得がないので、確定申告をする必要がありません。

なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、確定申告をすることでその所得税が還付されます。

※平成23年分から年金所得者（年金収入400万円以下、かつ他の所得20万円以下）の申告不要制度が設けられました。（国税庁HPより）

例2 ある会員（63歳）の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 100万円
- ② 公的年金収入 130万円

計算方法

(1) 配分金に係る計算

(配分金) 1,000,000円	-	(配分金に対する最低保証必要経費) 650,000円	=	(配分金に対する所得金額) 350,000円 (A)
---------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

(2) 公的年金収入に係る計算

(公的年金収入) 1,300,000円	-	(公的年金等の控除額) 700,000円	=	(公的年金収入に対する所得金額) 600,000円 (B)
------------------------	---	-------------------------	---	----------------------------------

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、公的年金収入に係る所得金額
(A)+(B) = 350,000円 + 600,000円 = 950,000円
(所得金額) (基礎控除) (課税所得)
950,000円 - 380,000円 = 570,000円

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得額) (所得税率) (所得税額)
570,000円 × 5% = 28,500円
(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)
28,500円 × 2.1% = 500円（百円未満切捨て）
(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)
28,500円 + 500円 = 29,000円
(注) 平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

したがって、この会員の場合、所得税及び復興特別所得税を29,000円納める必要があります。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得金額及びその他の控除額については、最寄りの税務署にお尋ねください。

任意加入の団体傷害保険のお知らせ

◎現在、任意加入の傷害保険は令和2年3月末で有効期間が終了となります。

引き続き継続をお願いいたします。

つきましては3月19日迄に申込書と保険料3,690円を事務所迄ご持参下さい様お願いいたします。現在38名加入しています。

◎未加入の方も、この機会に加入をお勧めいたします。年間保険料3,690円
年度途中の加入もOKです。(月割になります)

事務局だより

シルバー団体傷害保険の内容について

全員の方が加入している傷害保険

任意保険に加入した場合

保険の種類	保険金額	保険金額
死亡・後遺傷害	500万円	500万円
入院保険日額（最高180日）	5,000円	10,000円
通院保険日額（最高90日）	3,000円	5,000円

シルバーパワー活躍中



施設清掃



摘蓄作業



屋外清掃



剪定作業



除草作業

安全就業基準・規約を再確認し みんなで事故を無くそう !!

【保護具の着用】

作業に従事する場合は、安全帽（ヘルメット、帽子）を着用すること。また草刈り、剪定作業に関しては必ずヘルメットを着用すること。

上記のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、その他の安全保護具を着用し、事故の防止に努めること。

【標識等の設置】

現場状況に応じて通行車両及び通行人等に対して作業中であることがわかる標識（作業看板、三角コーン等）を設置し、事故の防止に努めること。

特に、草刈り作業に関しては飛散防止ネット、ブルーシート、コンパネ等を設置し事故防止対策に努めること。

【禁止事項】

草刈り作業に関する紐刈りの禁止。紐式を使用し事故が発生した場合、全額負担となりますのでご注意をお願いします。

【事故の免責】

センターから提供された作業に従事中、発注者又は第三者の身体もしくは財物等に損害を与えたときは「シルバーパートナーセンター総合賠償責任保険」の適用となります。

ただし、会員の自己負担額（免責）は10,000円となります。

また、会員同士の事故（車の窓ガラス破損等）に関しては上記保険は適用されませんのでご注意ください。

※ 尚、来年度（令和2年4月1日）から、事故件数が多く保険金額も高額となっているため、会員自己負担額（免責）が増額となる予定です。

互助会グランドゴルフ大会



60歳をすぎたら シルバー人材センターへ

女性も
男性も

活かせるキャリア

経験と知識とともに働く意欲に応えます。

働きがいのある日々で笑顔で社会参加・貢献

ココロとカラダも健やか若々しく。

地域や仲間との絆もできます。

会員募集!

会員の条件



おおむね
60歳以上



健康な方



働く意欲が
ある方



シルバー人材
センターの理念に
賛同された方



五條市内
在住の方

入会の手順について

会員登録のための入会説明会に参加していただいた後、書類提出・会費の納入となります。

入会説明会への参加

シルバー人材センターの活動内容や、入会方法などの説明をいたします。

必要書類の提出

会員登録のための書類が必要となりますので、入会申込書など必要書類を提出していただきます。

会費の納入

必要書類を提出後、定められた会費を納入していただきます。

(注)会費については、入会手続き時にご説明いたします。

会員登録の完了

お問い合わせ

公益社団法人

五條市シルバー人材センター **☎(0747)22-5541**

五條市野原西6丁目1番18号

五條市保健福祉センター内

FAX(0747)26-2221

✉gojo@sjc.ne.jp

《入会説明会》

- 毎月 第3水曜日 午後1時30分～(約1時間程度) 五條市シルバー人材センター事務局 (カルム五條内)
- *変更の場合もありますので、事前に確認の上お越しください。